

医療的ケア児に対する災害時の支援

～医療的ケア児が、地域で安心して暮らし続けるために～

令和6年12月3日（火）
知事定例記者会見資料

【担当】

福祉医療部医療政策局

地域医療連携課（災害医療、在宅医療担当） 森本、武平 （内）3110、3108

健康推進課（母子保健、在宅難病患者等の災害時支援調整担当）

木村、山口 （内）2930、3142

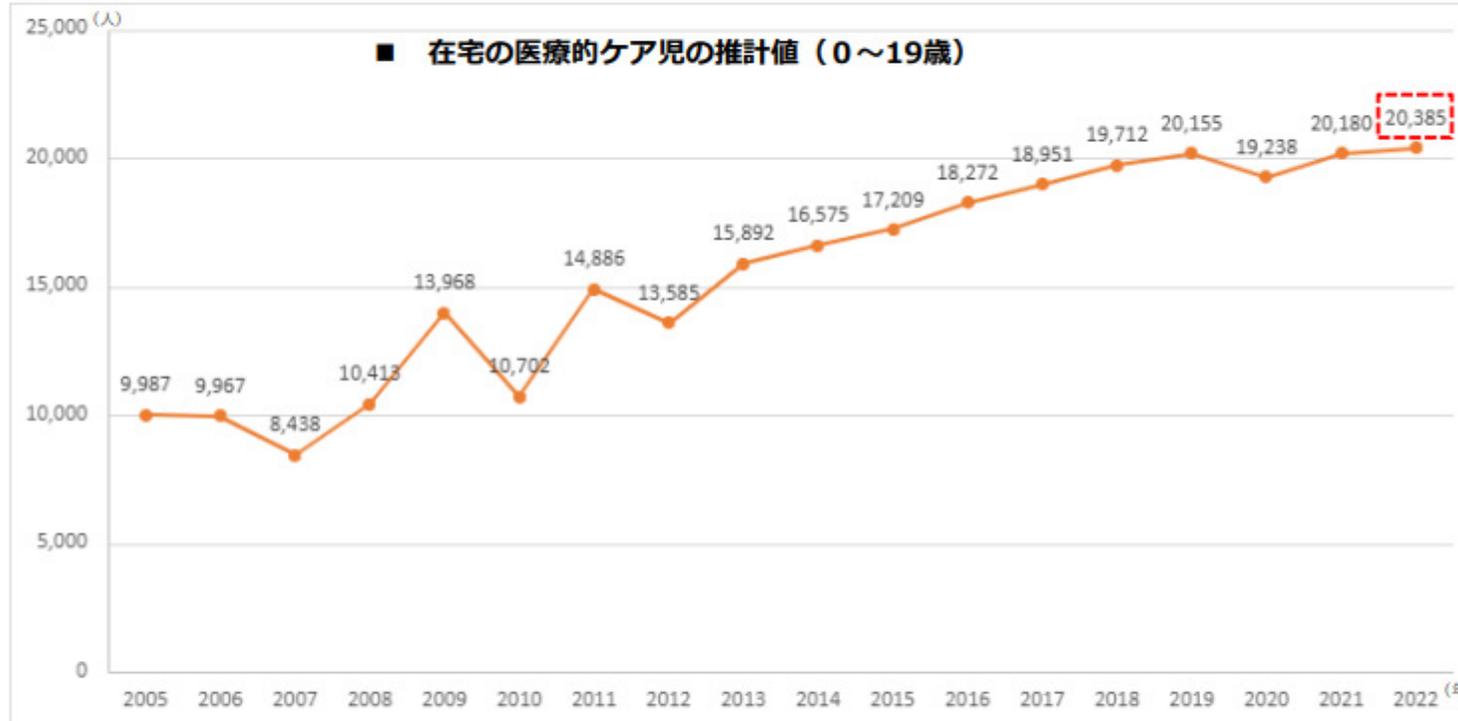
福祉医療部

地域福祉課（個別避難計画作成支援担当） 奥野、竹本 （内）2811、2812

障害福祉課（障害児支援担当） 島岡、松本 （内）2830、2832

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）で増加傾向にある。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽頭エアウェイの管理、
ネブライザーの管理、
酸素療法、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

現状と課題

現状

- 県内の医療的ケア児者の人数（R 6 医ケア児等実態調査） **345人**

※県内の病院に通院する40歳未満の在宅医療的ケア児者

18歳以下
は213人

北部	中部	東部	南部	0～5歳	6～15歳	16～18歳	19～39歳
182人	135人	11人	17人	77人	111人	25人	132人

課題

- 医療的ケア児は、医療機器の**非常用電源確保**や**医療材料の確保等が必要**などの特性があり、平常時から災害時の対応について検討し、備えておく必要がある。
特に、停電による**医療機器の停止はこどもの命に直結する**こともあり、その備えは急務。
- 近年における大規模地震や豪雨等、自然災害の頻発化を踏まえ、医療的ケア児とご家族が安心して地域で暮らし続けられるよう、**災害時の支援体制構築**が望まれる。
- これまで、福祉、医療の各担当課で様々な取組を実施しているが、今後、**病院や民間企業等とも連携**しながら、有機的、総合的に施策を進め、更なる支援充実を図る必要がある。

これまでの取組例

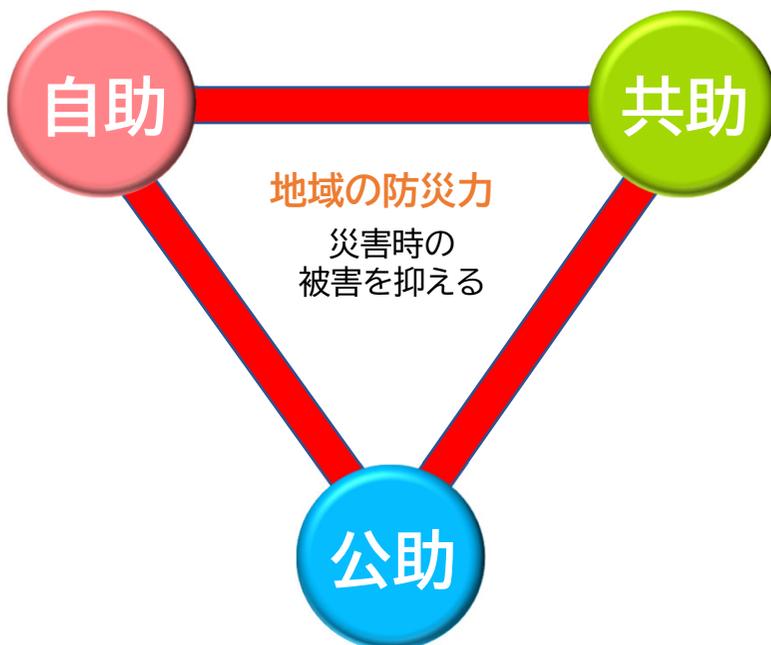
- 「医療的ケア児の災害の備え」の作成（R元）
- 非常用電源装置購入助成を行う市町村への支援（R5～）
（日常生活用具給付等事業にかかる補助メニューの一つ）



3つの視点に基づき、医療的ケア児に対する災害時の支援を充実

自分の身を自分の
努力によって守る

地域や近隣の人が
互いに協力し合う



国、県、市町村等の
行政による救助・援助

共助

- 市町村への個別避難計画作成支援【**拡充**】
- 病院や医療機器メーカー等と連携した安否確認体制等の検討【**新規**】
- 民間企業との連携による医療機器への電源確保に向けた検討【**新規**】
- 貸出用非常用電源購入にかかる医療機関への補助【**継続**】
- 医療的ケア児への訪問診療等参入促進のための研修会開催【**拡充**】
- 関係機関の連携強化のための医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施【**継続**】

自助

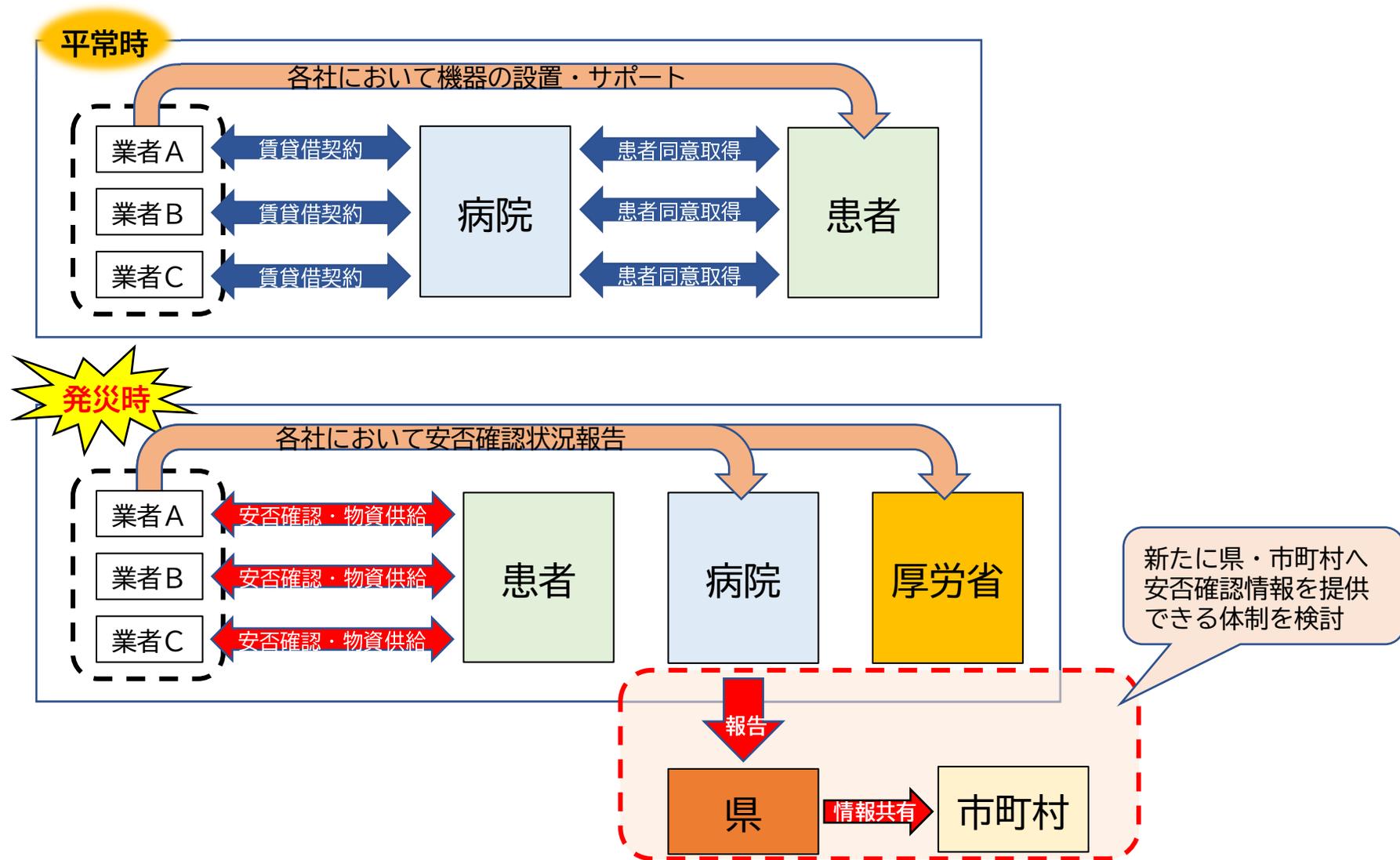
- 医療機関と連携した「医療的ケア児の災害の備え」の普及啓発【**継続**】

公助

- 「小児・周産期災害医療コーディネーター」の育成、DMATとの連携体制構築【**拡充**】

病院や医療機器メーカー等と連携した安否確認体制等の検討

医療機器メーカーが収集した発災直後の患者安否確認情報を集約し、安否不明患者の所在地域に対して情報提供できる体制構築を検討



民間企業との連携による医療機器への電源確保に向けた検討

民間企業と連携し、災害時に医療機器の稼働に必要な電力の確保ができるよう環境整備を検討
(例) 避難所への電気自動車の派遣、商業施設の電源使用 等

⇒ 医療機器にかかる電源確保を目的とした連携を検討

【災害時の給電に関する連携協定】

- 令和4年3月16日 奈良県と**奈良トヨタグループ**が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、**避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力**について定める「災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定」を締結
- 令和4年10月18日 奈良県と**三菱自動車**が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、三菱自動車工業株式会社、奈良中央三菱自動車販売株式会社及び奈良三菱自動車販売株式会社と、**災害時における電動車両の貸与等**について定める「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結

災害時における電動車から医療機器への給電活用マニュアル（国土交通省）

特に災害に伴う停電時に給電需要が高いと考えられる**医療機器**に関し、（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所における接続試験の結果等を基に、**電動車から安全に給電するための注意事項を整理し**、令和4年3月25日にマニュアルを公開

災害時における電動車から 医療機器への給電活用マニュアル

2022年3月25日
国土交通省 安全・環境基準課
経済産業省 自動車課
電動車から医療機器への給電に係るコンソーシアム

(災害時における電動車から医療機器への
給電活用マニュアル参照)

(3)対象とする医療機器			
	人工呼吸器	酸素濃縮器	吸引器
製品イメージ			
消費電力(W) ¹⁾	100~200	5L/分: 9L/分: 17L/分: 150~250 300 400	100

1) 消費電力は必ずしも消費電力で示されていますが、あくまで目安であるため、製品の仕様については取扱説明書でご確認ください。
また、一部の製品では稼働時に消費電力が最大値を超える電力が発生することがあります。特に、給電容量が1L/分を超えるような高流量での酸素濃縮器の使用においては、稼働しない、もしくは運転が停止する恐れがあるため、事前に稼働可否を確認してください。